

クリーニング所(一般・取次所・無店舗取次所) 営業申請者の手引き

～新たにクリーニング所営業をはじめる皆さまへ～

クリーニング所を営業するためには、クリーニング業法関係法令に基づき「構造設備基準に適合した施設」をつくり、保健所の検査を受けることが必要です。
この手引きは、営業をはじめるまでの手続きや構造設備基準について説明しています。

詳しいことは保健所へお問い合わせください

連絡先

福島市保健所
衛生課 生活衛生係

〒960-8002 福島市森合町10番1号
保健福祉センター3階

TEL : 024-597-6319

FAX : 024-533-3315

R8年8月

1 営業の種類

クリーニング業法

第2条 この法律で「クリーニング業」とは、溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原形のまま洗たくすること（繊維製品を使用するために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗たくし、さらにこれを貸与することを繰り返して行うことを含む。）を営業することをいう。

（1）クリーニング所（一般）

- ・クリーニング所ごとに、1人以上のクリーニング師をおかなければならない。（法第4条）
※営業者がクリーニング師であって、その業務に従事するときはこの限りでない。
- ・業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少なくとも1台備えなければならない。（法第3条第2項）
※ただし、脱水機の効用をも有する洗たく機を備える場合は、脱水機は備えなくてもよい。

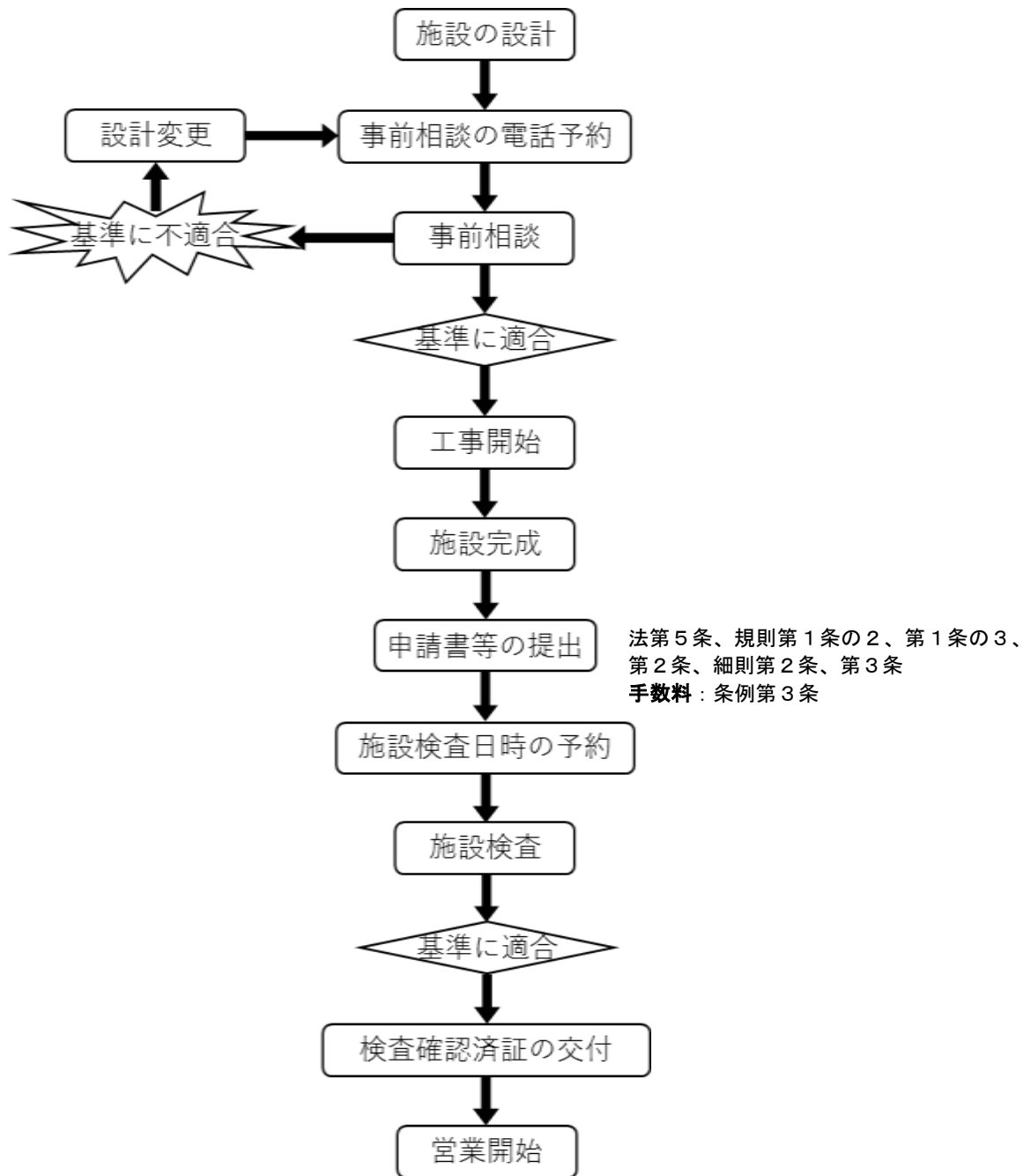
（2）クリーニング所（取次所）

- ・洗たくをしないで洗たく物の受取及び引渡しをすること。
- ・クリーニング師の設置義務はない。
※ただし、クリーニング師を置く場合は申請書にその旨を記載すること。

（3）無店舗取次店

- ・クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすること。
- ・車両取次（軽車両を除く）
- ・クリーニング師の設置義務はない。
※ただし、クリーニング師を置く場合は申請書にその旨を記載すること。

2 営業開始までの手順



(注) 法：クリーニング業法、規則：クリーニング業法施行規則、条例：福島市クリーニング業法施行条例、細則：福島市クリーニング業法施行細則、要領：クリーニング所における衛生管理要領

事前相談（施設の設計）

- 施設の基準は、クリーニング業法関係法令で示されているものです。
- 施設の工事着工前に施設の設計図面等を持参し、相談してください。
- ※ 施設基準に不適合と判断された場合、施設の改修、機械設備の変更を要する場合があります。

申請書類の提出

○ 書類は営業開始予定日の **10日前**までに提出してください。

一般・取次所の場合

規則第1条の2、第1条の3、条例第3条、細則第2条、第3条

1	クリーニング所構造設備検査確認申請書	検査手数料 17,000 円（様式第1号）
2	クリーニング所開設届	一般もしくは取次所（様式第3号）
3	登記事項証明書	・ 法人の場合のみ ・ 保健所がデジタル庁のデータベースにおいて必要な情報を確認できる場合は省略可能
4	実測平面図	一般：方位、洗い場、仕上げ場、物干し場等を明示したもの 取次のみ：方位、洗濯物置き場、カウンター等を明示したもの
5	苦情申し出先を書いた書面	名称、所在地、電話番号記した配布用書面
6	クリーニング師免許の原本	クリーニング師を配置する場合に限る

無店舗取次店の場合

規則第1条の2、第1条の3、細則第3条

1	無店舗取次店営業届	車両取次のみ（様式第4号）
2	登記事項証明書	・ 法人の場合のみ ・ 保健所がデジタル庁のデータベースにおいて必要な情報を確認できる場合は省略可能
3	実測平面図	業務用車両の構造設備の概要（洗濯物の保管場所を明らかにしたもの）を明示したもの
4	苦情申し出先を書いた書面	名称、所在地または車両の保管所、電話番号記した配布用書面
5	クリーニング師免許の原本	クリーニング師を配置する場合に限る

※ 営業者が他にクリーニング所または無店舗取次店を営んでいる場合は、下記の書類を添付してください。（規則第2条）

一般・取次所

- ・ 名称
- ・ 所在地
- ・ 従業者数
- ・ クリーニング師の氏名

無店舗取次店

- ・ 名称
- ・ 車両の保管場所
- ・ 自動車登録番号もしくは車両番号
- ・ 従業者数
- ・ クリーニング師の氏名

施設検査

- 提出された書類と施設が合致し、施設基準に適合しているか確認します。 （細則第2条1項）
- 施設検査は、すべての工事、据付、物品の搬入等が終了し、即営業できる状態になった時に行います。
- 営業者は施設検査に立ち会ってください。
- 無店舗取次店の場合は、申請日に取次車両でお越しいただければ、当日検査を行います。

施設検査後

- クリーニング所構造設備検査確認済証を発行しますので、大切に保管してください。
（細則第2条2項）

3 申請書の記入例（一般）

様式第3号(第3条関係)

クリーニング所開設届

令和5年12月20日

福島市保健所長 様

営業者 住 所 福島市五老内町3番1号
氏 名 福島 福太郎
電話番号 024-597-6319
〔法人にあっては所在地、
名称及び代表者氏名〕

下記のとおりクリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により届け出ます。

記

クリーニング所	種 別 〔該当番号を〇印で囲むこと。〕	1 リネンサプライ 2 取次業 ③ リネン及び一般 4 一般 5 その他					
	ふ り が な 名 称	ふくちゃんクリーにんぐ ふくちゃんクリーニング					
	所 在 地	福島市森合町10番1号					
営 業 者	氏 名 〔法人の場合 合は名称〕	福島 福太郎 昭和50年6月4日生		免 許 証 登 録 番 号 福島 都道 府県 第9876543号		備考(取得年月日) 平成15年 5月9日	
	本 籍	福島市三河南町1番20号					
	〔管 理 者 管 理 人 を 置 入 合 入 場 記 入 事 に す こ と。〕	氏 名	同上 年 月 日生		免 許 証 登 録 番 号 都道 府県 第 号		備考(取得年月日)
本 籍		同上					
住 所		同上					
構造設備 の概要	面 積	洗 い 場	仕 上 げ 場	物 干 し 場	取 次 所		
		29.7 m ²	28.3 m ²	30 m ²	2 m ²	m ²	m ²
	機 械 及 び 器 具	名 称		数	名 称		数
	ランドリー用洗濯機		2	ドライ用洗濯機 (パナソニック)		2	

		ランドリー用乾燥機		1	ドライ用乾燥機 (回収装置有)		1
	保管容器	未処理用容器		処理済用容器		消毒前容器	消毒後容器
		プラスチック 4 個	製 個	プラスチック 6 個	製 個	プラスチック 2 個	製 個
洗い場の 構造	コンクリート造						
クリーニング師	氏 名	免許証登録番号		住 所			
				本 籍			
	福島もも子 昭和50年2月10日生	福島 都道府県 第 876543 号	福島市三河南町1番20号				
			同上				
	年 月 日生	都道府県 第 号					
年 月 日生	都道府県 第 号						
従事者数	2 名（営業者、管理者、クリーニング師を除く）						
開設予定 年 月 日	令和6年1月20日						
クリーニング業法施行規則第1条で 指定された洗濯物の取扱いの有無 (該当番号を○印で囲むこと。)		☒ 1 取り扱う 2 取り扱わない					

備考

この届出書には、次に掲げる書類を添付すること。なお、登記事項証明書は保健所が電子情報処理組織を使用し、必要な情報を確認できる場合は添付を要しない。

- (1) 営業者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
- (2) 構造設備を明らかにした実測平面図（方位、洗い場、仕上げ場、物干場等を明示したもの）
- (3) 営業者が他にクリーニング所を既に開設しているときは、そのクリーニング所の名称、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類

4 構造設備の基準等

一般の場合

構造	クリーニング所は、壁、ドアその他これらに類するものでクリーニング所以外の居室と区画すること。 (条 2-1-6)	
	洗濯物を運搬する場合は、洗濯又は仕上げを終えたものと終えていないものとに区分して収納する構造の容器を用いること。 (条 2-1-2)	
	ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ措置を講ずること。 (条 2-1-5)	
	換気、採光及び照明の設備を設けること。 (条 2-1-7)	
	洗濯物の取扱い数量に応じた適当な広さとする事。 (条 2-1-8)	
	床（洗い場の床を除く）は、板張りその他清掃しやすい構造とすること。 (条 2-1-9)	
	作業所、保管場所等に予想される火災原因に応じた消火器等消火設備を備えること。 (要領第 6-4(7))	
区画	洗い場と仕上げ場は区分すること。 (条 2-1-10)	
	洗濯物を運搬する車には、未洗濯のものと仕上げの終わったものを区分して入れる専用の容器等を備えること。 (要領第 2-18)	
受け渡し場	300 ルクス以上の照度が望ましい。 (要領第 3-2(5))	
	取扱い数量に応じた適当な広さの受け渡し台を備えること。 (要領第 2-20)	
洗い場	業務用洗濯機、脱水機を少なくとも 1 台ずつ備えること。ただし、洗濯機に脱水機能が備わっていればこの限りでない。 (法 3-2)	
	床が、不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないもの）で築造され、これに適当な勾配と排水口が設けられていること。 (法 3-3-4)	
	内壁は床面から 0.9m まで不浸透性材料を用いた構造とすること。 (条 2-1-11)	
	清掃が容易に行える構造であること。 (要領第 2-6)	
	排水設備には、阻集器（トラップ）を設けることが望ましい。 (要領第 2-7)	
	ランドリー処理に使用する水は、清浄なものであること。 (要領第 3-4(2))	
仕上げ場	床は不浸透性材料を使用すること。清掃が容易に行える構造。 (条 2-1-9)	
	洗濯物の仕上げを行うための専用の作業台を設けること。 (要領第 2-12)	
	作業面の照度は 300 ルクス以上であることが望ましい。 (要領第 3-2(5))	
	洗濯又は仕上げを終えた洗濯物は、清潔に保管しておくこと。 (条 2-1-4)	
しみ抜き場	作業面の照度は 300 ルクス以上であることが望ましい。 (要領第 3-2(5))	
	適当な位置に機械的換気設備を設けることが望ましい。 (要領第 2-13)	
薬品等保管	洗濯に使用する薬品又は洗剤は、薬品名、洗剤名を表示した容器に収納し、専用の保管庫又は戸棚等を設けること。 (条 2-1-12)	
	洗剤、有機溶剤、しみ抜き薬剤及び消毒薬剤等は、それぞれ分類して表示すること (要領第 3-4(1))	

ドライクリーニング	テトラクロロエチレンを使用する場合	洗い場には換気装置を設け、作業中は十分に作動させること。 (条 2-1-13 ｲ)
		テトラクロロエチレンは、密閉することができる堅固な容器に収納し、その容器を特定の保管場所に収納しておくこと。 (条 2-1-13 ㍑)
		しみ抜きを行う場合は、テトラクロロエチレンの蒸気を直接吸引し、排出できる換気装置を設けること。 (条 2-1-14)
	その他	局所排気装置等の換気設備を適正な位置に設けるなど有機溶剤使用に伴い生じる悪臭等による周辺への影響についても十分に配慮すること。また、気化溶剤の回収を行うための有機溶剤回収装置を備えることが望ましい。 (要領第 2-9)
		有機溶剤の清浄化に伴って生じるスラッジ等の廃棄物を入れるふた付きの容器を備えること。 (要領第 2-17)
指定洗濯物	伝染性の疾病に汚染された洗濯物を扱う場合	未消毒の指定洗濯物を置く専用の場所又は容器を備えること。 (要領第 2-14(1))
		消毒設備を設けること。ただし、消毒の効果を有する洗たく方法により処理される場合は、この限りでない。 (要領第 2-14(2))
		未洗濯のものと洗濯済みのものと区分して入れる設備又は容器を備えること。 (要領第 2-15)
	その他	し尿の付着している洗濯物（おむつ等）を洗濯するクリーニング所には、し尿を洗濯前に処理するための場所又は設備を設け、当該処理排水の浄化設備を設けること。ただし、排水が適正に処理される場合は、この限りではない。 (要領第 2-16)
リネンサプライ等クリーニング所	リネンサプライ等クリーニング所には、回収した洗濯物の選別及び前処理を行う場所又は設備を設け、洗濯物の種類及び汚れの程度に応じて区分して入れる容器等を備えること。 (要領第 2-19)	
苦情 (法 3 の 2)	苦情の申出先となるクリーニング所の名称、所在地、電話番号を店頭に掲示。(規則 1 の 2)	
	洗濯物の受け取り及び引き渡しの際に当該掲示事項を記載した書面を配布。(規則 1 の 2)	
報告	*法第 9 条に規定する業務に従事する者が伝染性の皮膚疾患にかかった場合は、直ちにその旨を市長に報告すること。 (条 2-1-15)	

*法第 9 条に規定する業務：洗濯物の処理又は受取及び引渡しの業務

取次店の場合

構造	クリーニング所は、壁、ドアその他これらに類するものでクリーニング所以外の居室と区画すること。 (条 2-1-6)		
	洗濯物を運搬する場合は、洗濯又は仕上げを終えたものと終えていないものとに区分して収納する構造の容器を用いること。 (条 2-1-2)		
	ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ措置を講ずること。 (条 2-1-5)		
	換気、採光及び照明の設備を設けること。 (条 2-1-7)		
	洗濯物の取扱い数量に応じた適当な広さとすること。 (条 2-1-8)		
	床（洗い場の床を除く）は、板張りその他清掃しやすい構造とすること。 (条 2-1-9)		
	作業所、保管場所等に予想される火災原因に応じた消火器等消火設備を備えること。 (要領第 6-4(7))		
	区画	洗濯物を運搬する車には、未洗濯のものと仕上げの終わったものを区分して入れる専用の容器等を備えること。 (要領第 2-18)	
受け渡し場	300 ルクス以上の照度が望ましい。 (要領第 3-2(5))		
	取扱い数量に応じた適当な広さの受け渡し台を備えること。(要領第 2-20)		
指定洗濯物	伝染性の疾病に汚染された洗濯物を扱う場合	未消毒の指定洗濯物を置く専用の場所又は容器を備えること。 (要領第 2-14(1))	
		未洗濯のものと洗濯済みのものと区分して入れる設備又は容器を備えること。 (要領第 2-15)	
苦情 (法 3 の 2)	苦情の申出先となるクリーニング所の名称、所在地、電話番号を店頭に掲示。(規則 1 の 2)		
	洗濯物の受け取り及び引き渡しの際に当該掲示事項を記載した書面を配布。(規則 1 の 2)		
報告	*法第 9 条に規定する業務に従事する者が伝染性の皮膚疾患にかかった場合は、直ちにその旨を市長に報告すること。 (条 2-1-15)		

*法第 9 条に規定する業務：洗濯物の処理又は受取及び引渡し業務

無店舗取次店の場合

構造	クリーニング所は、壁、ドアその他これらに類するものでクリーニング所以外の居室と区画すること。 (条 2-1-6)	
	洗濯物を運搬する車には、未洗濯のものと仕上げの終わったものを区分して入れる専用の容器等を備えること。 (要領第 2-18)	
	ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ措置を講ずること。 (条 2-1-5)	
	換気、採光及び照明の設備を設けること。 (条 2-1-7)	
	洗濯物の取扱い数量に応じた適当な広さとする事。 (条 2-1-8)	
	床（洗い場の床を除く）は、板張りその他清掃しやすい構造とすること。 (条 2-1-9)	
	作業所、保管場所等に予想される火災原因に応じた消火器等消火設備を備えること。 (要領第 6-4(7))	
	区画	洗濯物を運搬する車には、未洗濯のものと仕上げの終わったものを区分して入れる専用の容器等を備えること。 (要領第 2-18)
	受け渡し場	300 ルクス以上の照度が望ましい。 (要領第 3-2(5))
		取扱い数量に応じた適当な広さの受け渡し台を備えること。(要領第 2-20)
指定洗濯物	伝染性の疾病に汚染された洗濯物を扱う場合	未消毒の指定洗濯物を置く専用の場所又は容器を備えること。 (要領第 2-14(1))
		未洗濯のものと洗濯済みのものと区分して入れる設備又は容器を備えること。 (要領第 2-15)
苦情 (法 3 の 2)	苦情の申出先となるクリーニング所の名称、所在地、電話番号を店頭に掲示。(規則 1 の 2)	
	洗濯物の受け取り及び引き渡しの際に当該掲示事項を記載した書面を配布。(規則 1 の 2)	
報告	*法第 9 条に規定する業務に従事する者が伝染性の皮膚疾患にかかった場合は、直ちにその旨を市長に報告すること。 (条 2-1-15)	

*法第 9 条に規定する業務：洗濯物の処理又は受取及び引渡しの業務

5 営業開始後に必要な手続きについて

(1) 承継届

○事業譲渡の場合

営業者が事業を譲渡し、その事業を譲り受けた者が引き続き営業を行う場合は、遅滞なくその事実を証する書面を添えて、**承継届（様式第7号その1）**を提出してください。

添付書類

- ① 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- ② 営業者がすでに他にクリーニング所を営んでいる場合は*下記のことを記載した書類

○相続の場合

営業者が死亡し、相続者が引き続き営業を行う場合は、被相続者の死亡後、遅滞なくその事実を証する書面を添えて、**承継届（様式第7号その2）**を提出してください。

添付書類

- ① 相続関係を証する戸籍の謄本
- ② 相続人が2人以上の場合、その全員の同意書
- ③ 営業者がすでに他にクリーニング所を営んでいる場合は*下記のことを記載した書類

○合併の場合

営業を営む法人が合併して、合併後存続する法人又は合併により設立された法人が、引き続き営業を行う場合は、遅滞なくその事実を証する書面を添えて、**承継届（様式第7号その3）**を提出してください。

添付書類

- ① 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書
※保健所がデジタル庁のデータベースにおいて必要な情報を確認できる場合は省略可能
- ② 営業者がすでに他にクリーニング所を営んでいる場合は*下記のことを記載した書類

○分割の場合

営業を営む法人が分割され、分割後の法人が引き続き営業を行う場合は、遅滞なくその事実を証する書面を添えて、**承継届（様式第7号その4）**を提出してください。

添付書類

- ① 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書
※保健所がデジタル庁のデータベースにおいて必要な情報を確認できる場合は省略可能
- ② 営業者がすでに他にクリーニング所を営んでいる場合は*下記のことを記載した書類

*一般・取次所

- ・ 名称
- ・ 所在地
- ・ 従業者数
- ・ クリーニング師の氏名

*無店舗取次店

- ・ 名称
- ・ 車両の保管場所
- ・ 自動車登録番号もしくは車両番号
- ・ 従業者数
- ・ クリーニング師の氏名

(2) 変更届

クリーニング所開設届、無店舗取次店営業届、承継届の記載事項に変更があった場合は、**クリーニング所（無店舗取次店）届出事項変更届（様式第5号）**を提出してください。

添付書類

- ・クリーニング所又は業務用車両の構造設備に係る事項に変更が生じたときは、内容を明らかにした図面を添付すること
- ・クリーニング師を追加した場合は免許証の原本
- ・法人の所在地、代表者、商号などを変更した場合は、そのことを証する書類（法人の履歴事項全部証明書など）

(3) 廃止届

営業施設を廃止した場合は、**クリーニング所（無店舗取次店）廃止届（様式第6号）**を遅滞なく提出してください。